

お客様各位

京都信用金庫

「預金規定」の一部改定について

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

当金庫では、2021年10月1日（金）以降に開設される普通預金口座（総合口座を含む）および貯蓄預金口座を対象に、長期にわたり利用が無い口座が犯罪等に不正利用されることを未然に防ぐため、「未利用口座管理手数料」を導入させていただきます。

本手数料の導入に伴い、「預金規定」を一部改定いたします。なお、改定後の「預金規定」は、既にお取引をいただいているお客様にも適用いたします。

記

1. 改定する預金規定

預金共通規定

2. 改定内容

以下の条文を追加いたします（対象箇所を下線）。

第11条（預積金の払戻し、解約、書替継続等）

1. ～5. 省略

6. この預積金口座の残高が第14条に定める未利用口座管理手数料に満たない場合、当金庫は口座残高全額を引落とし、未利用口座管理手数料に充当します。この場合、当金庫は預積金者に通知することなく、この預積金口座を解約することができるものとします。

7. 現金自動支払機で当金庫所定の定期預金を当金庫が定める手続きで解約予約する場合は、当金庫所定の払戻請求書への届出の印章による記名捺印は不要です。

第14条（未利用口座管理手数料）

1. この預積金が、次のすべてに該当する場合、当金庫所定の未利用口座管理手数料を引落します。

① 2021年10月1日以降に開設された普通預金（総合口座を含む）および貯蓄預金であること

② 最後の預入れまたは払戻し（利息の入金および未利用口座管理手数料の引落しを除く）から2年以上利用がないこと

③ 預積金口座の残高が1万円未満であること

④ この預積金者に預積金口座と同一店舗で、以下のお取引がないこと

A. 定期預金・定期積金・外貨預金・財形預金

B. 投資信託・公共債・保険等のお預かり金融資産

C. お借入れまたはカードローン契約

2. 当金庫はこの預積金口座から、払戻請求書等によらず当金庫所定の方法により、未利用口座管理手数料を引落しできるものとします。
3. この預積金口座の預積金残高が未利用口座管理手数料に満たない場合、当金庫はこの預積金残高全額を引落し、未利用口座管理手数料に充当します。この場合、当金庫は預積金者に通知することなく、この預積金口座を解約することができるものとします。
4. 引落しとなった未利用口座管理手数料の返却、および解約された預積金口座の再利用はできません。

第15条（規定の変更） （省略）

3. 改定日

2021年10月1日（金）

以上